

特定事業主名:筑紫野太宰府消防組合

❖ 女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する事項

I 職員の男女の給与の額の差異(令和7年度)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.7%
全職員	56.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	85.2%
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

* 「給与」とは、「給料」、「手当等（扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等）」、「賞与等」の和をいうものである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

【1. 全職員に係る情報について】

■職員全体の年齢構成によるところが大きいですが、上位の級・号における女性職員の割合が低く、下位の級・号における女性職員の割合が高いことなども、男女間で給与の開きが生じる一因となっているものと考えられます。また、男性職員が全職員に対する管理職割合のすべてを占めるため、管理職手当支給額の差が相対的に女性職員の給与水準が低くなっている一因とも考えられます。

■扶養手当や住居手当について、男性職員が世帯主や住居の契約者となっている場合が多く、受給者に占める男性職員の割合が高いことも、男女間の給与差異の一因と考えられます。

■『全職員』欄の数値が職員区分別の数値より小さくなる要因として、「任期の定めのない常勤職員」において相対的に給与水準が高い男性職員の割合が高く、全職員を合算した際、女性職員に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が男性職員に比してやや高いことが考えられます。

【2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について】

■(1)役職段階別の情報において、本庁係長相当職以上の役職に就く、女性職員がいないため、「―」と記載しています。

■(2)勤続年数別の情報において、『1～5年』及び『6～10年』に区分される女性職員はいるが、1名ずつしかいません。したがって、特定の職員の給与が推測される可能性があるため、公表は控え、当該区分欄は「―」と記載しています。

■(2)勤続年数別の情報において、勤続年数『16～20年』を除いて、女性職員がいないことや特定の区分の女性職員の人数が少ない等の理由から、「―」と記載しています。

■(2)勤続年数別の情報において、勤続年数『16～20年』の区分については、男性職員が世帯主や住居の契約者となり、扶養手当や住居手当を受給している場合が多いことが、男女間で給与差異が生じている一因と考えられます。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

■管理的地位（本庁課長相当職以上）の役職に就く女性職員がいないため、「―」と記載しています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

【説明欄】

- 本庁係長相当職以上の役職に就く女性職員がいないため、「—」と記載しています。
- 今後も、職員の能力や適性、経験等を踏まえた人材育成及び適材適所の人員配置を行い、女性職員がそれぞれの能力を十分に発揮し、将来的に管理職等への登用につながる職場環境の整備に取り組めます。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日)

区分	令和8年度
消防吏員	—

【説明欄】

- 令和8年4月1日付けの採用職員に女性職員がいないため、「—」と記載しています。

Ⅴ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合(令和7年度)

区分	令和7年度
消防吏員	2. 7%

【説明欄】

- 令和7年度採用試験受験者数は全体で149人であり、そのうち女性4人の受験がありました。
【受験者内訳】男性145人、女性4人
- 女性消防吏員の採用及び職域拡大を進めるため、消防の仕事や職場環境、育児・休業制度等について、女性を含む幅広い層に分かりやすく情報発信し、消防職員を進路の選択肢として検討してもらえるよう取り組みます。

Ⅵ 中途採用の男女別の実績(令和7年度)

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

【説明欄】

- 経験者採用区分等による採用試験を実施していないため、「—」と記載しています。

Ⅶ 職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日時点)

区分	令和8年度
消防吏員	2. 5%

【説明欄】

- 令和8年4月1日時点で在籍する158人の職員のうち、4人の女性消防吏員が在籍しています。

【職員の内訳】男性職員154人、女性職員4人

■女性消防吏員の割合は2.5%となっています。今後も女性消防吏員の採用及び職域拡大を進めるとともに、女性職員が継続して能力を発揮できる職場環境の整備に取り組めます。

❖ 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項

I 在職する職員に対する退職した職員の割合の男女の差異（離職率／令和7年度）

区分	離職率	離職者の年代別内訳					
		～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～ 歳
男性	1.3%				2人		
女性	0%	—	—	—	—	—	—

【説明欄】

■令和7年度の消防職員在職者数153人に対して、2名の退職がありました。

■2名の退職者はいずれも男性職員であり、女性職員の退職はありませんでした。

II 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

1. 男女別の育児休業取得率

（1）常勤職員

区分	令和7年度
男性	92.3%
女性	—

（2）会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0% (0人)	—	—	—
1週間以上2週間未満	8. 3% (1人)	—	—	—
2週間以上1月以下	25. 0% (3人)	—	—	—
1月超3月以下	50. 0% (6人)	—	—	—
3月超6月以下	16. 7% (2人)	—	—	—
6月超9月以下	0% (0人)	—	—	—
9月超12月以下	0% (0人)	—	—	—
12月超24月以下	0% (0人)	—	—	—
24月超	0% (0人)	—	—	—

【説明欄】

【1. 男女別の育児休業取得率に係る情報について】

■令和7年度に配偶者の出産に伴い育児休業が取得可能となった男性職員は13人であり、そのうち12人が育児休業を取得しました。

■(1)常勤職員の女性の区分については、育児休業の取得対象となる女性職員がいなかったため、「—」と記載しています。

■(2)会計年度任用職員については、性別にかかわらず、育児休業の取得対象となる職員がいなかったため、「—」と記載しています。

【2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況に係る情報について】

■常勤職員の女性及び会計年度任用職員の男性・女性については、育児休業の取得対象となる職員がいなかったため、「—」と記載しています。

■男性職員の育児休業については、1月超3月以下の取得者が6人(50. 0%)と最も多く、次いで2週間以上1月以下が3人(25. 0%)、3月超6月以下が2人(16. 7%)、1週間以上2週間未満が1人(8. 3%)となっています。

Ⅲ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況(令和7年度)

1. 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

区分	令和7年度
配偶者出産休暇	92.3%
育児参加のための休暇	61.5%

2. 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数の分布状況

(1) 配偶者出産休暇

区分	取得日数の内訳			
	0日	1日	2日	3日
配偶者出産休暇	7.7% (1人)	0% (0人)	0% (0人)	92.3% (12人)
平均取得日数	2.8日			

* 規則により期間内に3日の取得が可能

(2) 育児参加のための休暇

区分	取得日数の内訳					
	0日	1日	2日	3日	4日	5日
育児参加のための 休暇	38.5% (5人)	0% (0人)	7.7% (1人)	7.7% (1人)	7.7% (1人)	38.5% (5人)
平均取得日数	2.6日					

* 規則により期間内に5日の取得が可能

【説明欄】

■配偶者出産休暇について、令和7年度に配偶者の出産に伴い同休暇を取得可能となった男性職員は13人であり、そのうち12人が3日の配偶者出産休暇を取得しました。残りの1人は配偶者出産休暇を取得せず、直ちに育児休業を取得したため、0日(未取得)となっています。

■育児参加のための休暇については、13人のうち8人が1日以上取得しており、取得率は61.5%となっています。

Ⅳ 職員の勤務時間の状況(令和7年度)

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
毎日勤務職員(内部部局等)	32.3時間/月
交代制勤務職員(内部部局等以外)	11.2時間/月

【説明欄】

■消防本部における勤務形態には、毎日勤務と交替制勤務があり、勤務形態や担当する業務内容等により、超過勤務時間に差が生じる場合があります。

■消防業務の特性上、災害対応、警防・救急・救助業務、訓練、警防調査その他の業務の状況により、月ごとの超過勤務時間に変動が生じる場合があります。

■本指標は、管理的地位にある職員、派遣職員、休職職員、育児休業取得職員、新規採用職員以外の職員を対象として、一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間を算出したものです。

V 職員の年次休暇等の取得日数の状況（令和7年）**1. 年次休暇平均取得日数**

区分	令和7年
全職員	16.1日／年
毎日勤務職員（内部部局等）	10.8日／年
交代制勤務職員（内部部局等以外）	17.3日／年

2. 年次休暇取得日数が5日未満の職員割合

区分	令和7年
全職員	2.7%（4人）
毎日勤務職員（内部部局等）	15.4%（4人）
交代制勤務職員（内部部局等以外）	0%（0人）

【説明欄】

■当該数値については、休暇管理を年単位で実施していることから、令和7年の実績を基に算出しています。

■当該数値については、令和7年の消防職員在職者数153人から、派遣職員3人及び新規採用者3人を除いた、147人を対象として算出しています。

【職員区分内訳】毎日勤務職員：26人、交代制勤務職員121人

【1. 年次休暇平均取得日数】

■消防本部では、毎日勤務職員と交替制勤務職員で勤務形態が異なることから、年次休暇の取得日数にも差が生じています。

■交替制勤務職員は、勤務形態等の特性から、年次休暇を決まったサイクルで取得する場合があるため、毎日勤務職員と比較して平均取得日数が多くなっています。

【2. 年次休暇取得日数が5日未満の職員の割合】

■年次休暇については、職員が計画的に取得できるよう、職場内での取得促進に努めています。